## 11月定例教育委員会会議 議事録

令和2年11月12日 午後3時30分開会 さんくす3番館4階大会議室

出 席 委 員

原田勝教育長和泉慎次委員福田知弘委員

谷口学教育長職務代理者 安 達 友 基 子 委 員 和 田 光 代 委 員

## 出 席 説 明 員

山下栄治学校教育部長 大江慶博教育監 中西多惠子学校教育部次長学校教育室長兼務 植村誠教育政策室長兼務 植村誠教育政策室長 草場敦子教育センター所長 北澤直子保育幼稚園室参事 中井建志学校教育室参事・指導主事 湊崎雄作保育幼稚園室参事

記 録 者 上田祥代教育政策室主幹

## 11月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

原田勝教育長

ただ今から11月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に和泉委員を指名いたします。

記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。

本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

市川泉教育政策室参事

本日の傍聴席の設置可能数は5席でございます。現在、傍聴希望者はいらっしゃいません。

原田勝教育長

それでは、本日の傍聴は5名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は5名まで許可します。

原田勝教育長

それでは、議事日程に従いまして、日程第1 報告第34号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

堀哲郎学校教育部次長教育総務室長兼務

日程第1 報告第34号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年10月12日付け及び11月1日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして臨時に代理いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

議案書の3ページを御覧ください。

10月12日付け人事発令につきましては、教育委員会事務局内の異動が2名でございます。

11月1日付け人事発令につきましては、教育委員会事務局から市長事務部局へ異動した者が1名、市長事務部局から教育委員会事務局へ任命発令された者が3名、教育委員会事務局内におきまして異動または兼任を解かれた者が2名、市で新規採用されまして教育委員会事務局に配属された者が2名でございます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長 全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、報告第34号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令 について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第2 議案第89号「吹田市いじめ防止基本方針の一部改定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

薬師川晃学校教育室参事 |

日程第2 議案第89号「吹田市いじめ防止基本方針の一部改定について」

御説明申し上げます。

本基本方針は平成28年8月に策定し、これまで、平成29年3月、平成31年2月に一部改定いたしました。この度、以下の3つの理由から、本基本方針を一部改定いたします。

まず、1点目として、平成29年3月に認知したいじめの重大事態について、教育委員会の附属機関として設置した吹田市いじめに係る重大事態調査委員会により、令和元年6月調査報告書が公表され、学校、教育委員会における課題が明らかにされるとともに、今後の対応と再発防止に関する提言が示されたことでございます。

2点目として、当該提言を踏まえ、現在、いじめ防止に係る様々な取組を 進めており、こうした施策をプロジェクトに位置付け、引き続き、学校、教 育委員会、市が一丸となり取組を強化、推進していくこととしたことでござ います。

3点目として、平成29年3月に国の「いじめ防止等のための基本方針」 が改定され、併せて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策 定されたことに伴い、本市の基本方針についても一部改定を行いましたが、 更に整合を図るべき取扱い等があることでございます。

本方針の改定案の後に添付しております、議案書25ページの現行・改定 案対照表を御覧ください。

まず、25ページでございますが、「はじめに」の内容を見直すとともに、すいたGRE・EN(グリーン)スクールプロジェクトの概要を追記いたしております。また、「1 (1) いじめの防止等のための組織」のアの組織名称を現状に合わせて修正いたしております。

次に、26ページを御覧ください。「1 (1) いじめの防止等のための組織」及び「1 (2) いじめの防止等のために実施する施策」について、現状に合わせて、スクールロイヤー及びいじめ対応支援員、GIGAスクール端末を活用したいじめ防止相談ツールについて、追記をしております。

次に、27ページを御覧ください。「イ いじめの早期発見と相談体制の整備に関する施策」の(ウ)の相談窓口について、現状の周知の仕方を踏まえ、記載順を変更しております。また、現状に合わせて、いじめ対応専任相談員について追記するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の見直しや公開・周知の方法を追記しております。

次に、28ページを御覧ください。現状に合わせて、「いじめ予防授業」 及び「教職員向けプログラム」について追記するとともに、学校生活アンケートの保存期間等の取扱いを、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に 準じて見直しております。また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえて、いじめが「解消している」状態について明記しております。

次に、29ページを御覧ください。「3 重大事態への対処」の「(2)ア 学校が主体となって調査を行う場合」及び「ウ 教育委員会の附属機関(吹田 市いじめに係る重大事態調査委員会)の設置」について、文言整理を行うと ともに、関係資料の保存期間を国の指針に合わせて追記しております。また、 「いじめ事案への対応」及び「いじめの重大事態への対応」について、スクールロイヤーを追記するとともに、現状に合わせて、首席の位置付けの注釈を削除し、併せて、組織名称を修正しております。

最後に、30ページ、31ページに「はじめに」の現行と改定案をお示し しているものでございます。

本市におきましては、この基本方針を踏まえ、学校、教育委員会、市が一丸となり、家庭、地域、関係機関との連携等を一層強化しつつ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでまいります。

本日御議決いただきましたら、本年12月の校長・教頭指導連絡会で学校 に周知したのち、市のホームページで公表する予定でございます。

本基本方針の改定について、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長 安達友基子委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

ただ今の説明のなかで、今回「はじめに」の部分を大幅に見直すこととしているとのことで、別紙としても現行と改定案とが示されています。この部分というのは、これまでの経緯であったり背景、学校や教育委員会等が置かれている状況を踏まえて、今後、取り組んでいくべき基本的な方向性などを示す、とても重要な部分だと思うのですが、今回どういった思いをもって見直すことにしたのか、詳しく説明してください。

薬師川晃学校教育室参事

昨年6月に第三者調査委員会から提言を受けましたいじめの重大事態につきまして、担任のアンテナや意識が低く、いじめを把握できなかったことですとか、あるいは学校として、組織的な対応ができなかったことなど、教育委員会として、重く受け止めまして、改善のための施策や取組をすいたGRE・ENスクールプロジェクトとして位置付けて、進めてきたところでございます。

今後、すいたGRE・ENスクールプロジェクトを着実に進めていくこと、これが教育委員会としての責務でございまして、学校、市長部局とともに一丸となって、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。このような思いや覚悟をもって、見直しを行うものでございます。

福田知弘委員

今回の改定案では、国の基本的な方針を踏まえて、いじめが解消している 状態を明記されていますが、どのような理由からでしょうか。

薬師川晃学校教育室参事

これまでも、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に沿って、いじめが解消したかどうかの判断を各校において行ってまいりましたが、市の基本方針にも明記することで、その要件ですとか行うべき対応について、改めて周知徹底を図るために、明記するものでございます。

谷口学教育長職務代理者

検討されているGIGAスクール構想の一人一台端末を使ったいじめ防止 相談ツールについては、この方針のどの部分を反映しているのか説明してく ださい。

薬師川晃学校教育室参事

当該GIGAスクール端末を活用したいじめ防止相談ツールにつきましては、基本方針のなかに「いじめの早期発見と相談体制の整備に関する施策」という項目がございまして、そのなかで学校生活アンケート等の定期的な調

和田光代委員

薬師川晃学校教育室参事

原田勝教育長 全委員 原田勝教育長

原田勝教育長

前田隆男青少年室長

査に加えて取り組んでいくものとして、追記をしているものでございます。 いじめの重大事態に関連して、関係資料の保存期間を追記したことについ て、具体的な内容はどういったものか説明してください。

いじめの重大事態に係る調査報告書ですとかアンケートや聴取の結果を記録した文書等、こういった二次資料につきましては、長期間経過した後に必要となる可能性もございますので、こうしたことを考慮しまして、国の指針を踏まえ、調査終了後、5年間保存することといたしております。

他に御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第89号「吹田市いじめ防止基本方針の一部改定について」を承認します。

次に、日程第3 教育長報告を議題とします。

内容は、「成年年齢引き下げ後の成人祭の実施について」です。

事務局の説明を求めます。

日程第3 教育長報告「成年年齢引き下げ後の成人祭の実施について」御 説明申し上げます。

議案書35ページを御覧ください。

まず、経過といたしましては、平成30年(2018年)6月13日に民 法の一部を改正する法律が成立し、令和4年(2022年)4月1日から、 成年年齢が二十歳から18歳に引き下げられることになりました。

民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という 意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つもので、18歳、 19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備 するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにすると いうことを目指して改正されたものでございます。

今回、この法改正を受け、例年成人の日(1月の第2月曜日)に開催してきました「吹田市成人祭」につきましても、令和4年度以降の方針が一定定まりましたので、御報告いたします。

「1 対象年齢」につきましては、現行どおり当該年度内に二十歳を迎える者ということにいたします。

その理由といたしまして、18歳は進学や就職を控え成人祭への参加が困難であることが懸念されます。より多くの青少年を祝福できるよう、進学や就職が一区切りつき、参加しやすい状況にある二十歳が対象年齢として望ましいと考えております。また、本市のように新成人が実行委員として携わる場合、18歳で成人祭を開催するとなりますと、高校生活・受験勉強との両立が難しいことも想定されます。

「2 開催日」につきましては、現行どおり国民の祝日で、大人になった ことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます趣旨で定められた「成 人の日」に実施することがふさわしいと考えております。

最後に名称ですが、これまで成人祭としてきたのですが、成人年齢ではない二十歳での実施ということですので、例えば、「二十歳のつどい」という

ような名称にしてはどうかと思っております。

二十歳の当事者による成人祭実行委員会でいろいろな意見を若い人たちから聞きながら、検討していきたいと思います。

以上でございます。

原田勝教育長和田光代委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

他市でもどのように対応するか検討されていると思いますが、他市の状況 を説明してください。

高島博青少年室参事

全国60の中核市を対象に行われた調査では、このうち30市が対象年齢を二十歳とすることを既に決定されております。5市が二十歳の方向で検討中、残りの25市につきましては、その時点でも検討中ということでございました。

近隣で申しますと、豊中市、枚方市、寝屋川市が二十歳で実施、高槻市、 八尾市、東大阪市が検討中という状況でございます。

安達友基子委員 高島博青少年室参事 成人祭の対象者の意見を直接聞くような取り組みはなされたのですか。

私ども青少年室が所管いたします2つの青少年施設で、該当する年齢層の利用者からアンケートを取らせていただきました。吹田市の北部におきましては夢つながり未来館、南部におきましては青少年クリエイティブセンターで利用者にアンケートを実施し、1か月余りの期間に15歳から20歳までの226名から答えをいただいております。成人祭の対象年齢については、55パーセントの方から現行どおり「二十歳で実施することが良い」とのお答えをいただいております。その理由の主なものといたしましては、「18歳では受験や就職準備で忙しい」とお答えになっています。

福田知弘委員

成人祭の名称が仮に先ほど説明のあった「二十歳のつどい」となった場合に、その目的も変わってくるのでしょうか。

高島博青少年室参事

本市におきましては、成人祭をこれまで、大人になったことを自覚し、生き抜こうとする青年を祝い励ますとともに、国民としての権利と義務について啓発するということを目的に、二十歳で実施してまいったところでございます。

二十歳という年齢につきましては、新たな権利の行使ができるようになる時期であるとともに、大学や就労など一定の社会経験を積むことで、社会から求められる自立した大人としての責任を、より鮮明に自覚できる大きな節目でもあると考えておりまして、名称が変わりましても、成人を迎えました青年の祝福と社会参画についての自覚を促す趣旨については、これまでどおり実施してまいりたいと考えております。

原田勝教育長

他に御意見はございませんか。

原田勝教育長市川泉教育政策室参事

御意見がないようですので、これで教育長報告を終わります。

恐れ入りますが、追加議案を提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御 異議はございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案を配布してください。

## 一議案書配布—

原田勝教育長

それでは、追加日程第1 報告第35号「吹田市教育委員会事務局職員の 人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

堀哲郎学校教育部次長教育総務室長兼務

追加日程第1 報告第35号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年11月11日付けの人事発令につきまして、 吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則 第4条第2項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、御報告申し上げ るものでございます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

11月11日付けの人事発令につきましては、同日付けで健都ライブラリーが開館したことに伴い、教育委員会事務局内で異動した者が4名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

全委員 原田勝教育長

原田勝教育長

異議なしと認め、報告第35号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令 について」を承認します。

原田勝教育長

次に、追加日程第2 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第90号「吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

湊崎雄作保育幼稚園室参事

追加日程第2 議案第90号「吹田市一般職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

追加議案書の5ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、7ページから9ページにお示ししております、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

9ページをお願いいたします。本案の提案理由についてでございますが、 幼稚園教諭と保育士を一体化して柔軟な職員配置を可能とし、持続可能な職 員体制を確保するため、新たな職(保育教諭)を設定するに当たりまして、 処遇の整備といたしまして、教育職員に教職調整額を支給するものでござい ます。

改正の内容でございますが、11ページの現行・改正案対照表をお願いい たします。

第2条中「給料」の次に「、教職調整額」を加えるものでございます。

次に、「第2章 給与」を「第2章 給料及び教職調整額」に改めるものでございます。第9条の2第1項につきましては、公立の義務教育諸学校等の

教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第1項に規定する教育職員には、給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給するものでございます。第2項につきましては、法の規定に基づき、教職調整額を支給される職員には、管理職手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないこととするものでございます。また、同条第3項以下、第10条及び第11条につきましては、法の規定などに基づき、規定整備を行うものでございます。

8ページをお願いします。

附則でございますが、この条例は令和3年4月1日に施行し、教職調整額が支給される教育職員の給料を、大卒の職員の場合は8号給、短大卒の職員の場合は6号給引下げることといたしまして、引下げ後の給料月額に教職調整額を加算した額が令和3年3月31日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員については同年4月1日から令和4年3月31日までの間、現給保障を行うものでございます。

13ページ、14ページにつきましては、今回の条例改正の概要や、改正条例案の主な内容、今後の予定等をお示しさせていただいております。

なお、本条例の提案にあたっては、7月21日以降、吹田市職員労働組合と吹田市教職員組合との協議や交渉を重ね、庁内の関係部局との調整を行ってまいり、労使の合意に達したことから、協定書を交わして進めてきたところでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

ただ今の説明のなかに、労働組合や関係部局と調整を行ったとの説明がありましたけれども、どのような調整を行われたのか説明してください。

労働組合とは、7月21日に幼稚園教諭と保育士の職種統合を提案した後に、予備交渉を3回、本交渉を1回行いました。また、これ以外にも3回の懇談会を重ねる等、国の動向であるとか近隣市の公立施設の状況等を説明させていただきながら、組合側としても、公立園としての役割であるとか、幼稚園教諭と保育士の垣根を越えて今後も対応していかなければならないという危機感を持っていただきまして、妥結することができたところでございます。

理者 現在の幼稚園教諭と保育士を保育教諭に統合することによって、柔軟な職員配置をしていくとのことですが、公立幼稚園における教育と保育はどのよ

うなかたちになっていくのでしょうか。

幼稚園教育要領と保育所保育指針における3歳児以上の部分につきましては、教育・保育のねらいと内容は同一になっておるところでございます。現在、幼稚園と保育所ではそれぞれが異なる手立てをもちまして、教育、保育を実施していますが、今後につきましては、保護者のニーズを踏まえまして、幼稚園教諭と保育士の職員交流を深めていく中で、その手立ての標準化を図りつつ、これまで培ってきたそれぞれの良さを活かして、より質の高いサー

原田勝教育長 和泉愼次委員

湊崎雄作保育幼稚園室参事

谷口学教育長職務代理者

湊崎雄作保育幼稚園室参事

福田知弘委員

湊崎雄作保育幼稚園室参事

原田勝教育長 全委員 原田勝教育長

原田勝教育長

大友瑞穂学校教育部参事

ビスを提供していきたいと考えているところでございます。

改正条例案は令和3年4月1日の施行予定となっておりますが、それに伴 う人事異動も令和3年4月1日から実施となるのですか。

労働組合との協議の中でも、人事異動に対する不安の声というのは相当多くいただいているところでございます。今後、保育幼稚園室内に人事交流推進事務局を設置いたしまして、令和3年度は各施設間の人事交流を積極的に実施していくこととし、原則といたしまして、令和4年度から職員個人の適性に応じまして人事異動を実施したいと考えておるところでございます。また、職員全員から異動希望を聴取いたしまして、職員自身のキャリアプランにも活かせるよう取り組みまして、持続可能な職員体制を構築していきたいと考えておるところでございます。

他に御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第90号「吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

次に、議案第91号「吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

追加日程第2 議案第91号「吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の15ページを御覧ください。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、17ページにお示ししております、市長の作成する議会の議案に対し、 異議がないものとするものでございます。

恐れ入りますが、17ページを御覧ください。

契約内容につきまして、御説明させていただきます。

本件につきましては、公募型プロポーザル方式により、さる9月8日に優先交渉権者が決定いたしましたことから、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づき事業契約を締結しようとするものでございます。

予算につきましては、令和2年2月市議会定例会におきまして、債務負担 行為として御議決いただいております。

事業の概要につきましては、吹田市立小学校36校、中学校18校の特別教室等に、令和3年8月24日までに空調設備を一斉に整備し、その後の維持管理を行うものでございます。これによりまして、令和3年度の2学期からは、児童・生徒が学習等で日常的に使用する全ての教室で、空調設備が使用できるようになる予定です。

なお、事業全体の履行期間につきましては、令和2年11月市議会議決日から令和16年3月31日までとなっております。

契約金額につきましては、22億2,231万9,355円で、その内訳といたしましては、設計・施工等に係るサービス対価が、18億727万4,

980円、維持管理に係るサービス対価が、4億1,504万4,375円 でございます。

契約の相手方につきましては、本事業を実施するために新たに設立された 特別目的会社の「吹田学校空調株式会社」でございます。

なお、資料といたしまして、19ページから21ページに、特別目的会社の履歴事項全部証明書の写し及び本事業に係る学校別整備対象室一覧を添付しておりますので、よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長 全委員 原田勝教育長 それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第91号「吹田市立小・中学校特別教室等空調設備 整備事業契約の締結について」を承認します。

原田勝教育長

次に、追加日程第3 教育長報告を議題とします。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

事務局の説明を求めます。

橋本健一保健給食室長

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方」に基づき対応することとなっています。

すでにホームページでお知らせしていますが、保健所の見解を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本市の小学校において11月11日から12日まで、学級閉鎖を行っています。検査の結果、明日からは通常どおり授業を行います。

なお、留守家庭児童育成室開室への影響はありません。

感染者の情報については、患者やその家族・関係者等が特定されないよう、 また、混乱や風評被害がないように特段に配慮する必要があります。

出席停止となっている児童・生徒の人権を徹底的に守り、いわれのない偏見や差別・いじめが生じることのないよう取り組んでいくとともに、適切な学習保障に努めます。また、引き続き、感染症に対する正しい知識や理解を深める指導を通して、人権意識の高揚を図っていきます。

原田勝教育長 原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に、「令和2年11月吹田市議会定例会提 案予定の補正予算について(放課後子ども育成課所管分)」です。

事務局の説明を求めます。

道場久明地域教育部次長放課後子ども育成課長事務取扱

日程第3 教育長報告といたしまして、「令和2年11月吹田市議会定例会提案予定の補正予算について(放課後子ども育成課所管分)」について御報告申し上げます。

資料につきましては、追加議案書の25ページでございます。

まず、予算費目、(款)民生費、(項)児童福祉費、(目)児童福祉総務費、434万6、000円の増額でございます。

内容といたしましては、(節) 償還金、利子及び割引料の増額でございまして、令和元年度の国庫補助、子ども・子育て支援交付金の413万6,0

00円、及び、子ども・子育て支援整備交付金の21万円におきまして、事業の実績額が交付申請時の額を下回り、返還金が生じましたため、過年度分の国庫支出金返還金として国へ返還するための補正予算を計上しようとするものでございます。

これにつきましては、国庫補助金についての申請期限が早く、その時期に 正確な実績額を算出するのが困難なため、概ね毎年度このような措置を取っ ているものでございます。

原田勝教育長 原田勝教育長 原田勝教育長 それでは、この件について、何か御意見はございませんか。 御意見がないようですので、これで教育長報告を終わります。 それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、 11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時5分